

長崎県佐世保こども・女性・障害者支援センター (一時保護所) 第三者評価結果公表事項

1.一時保護所の概要

令和4年9月1日現在

一時保護所名	長崎県佐世保こども・女性・障害者支援センター一時保護所			
所在地	長崎県佐世保市万徳町10-3			
電話番号	(0956) 24-5080			
経営主体	長崎県			
設立年月日	昭和23年11月 (現在地：昭和48年4月)			
定員	10名			
所長名	山瀧 猛			
職員数	正規職員 11人 会計年度任用職員 12人 その他 0人			
職員体制	職名	人数	職名	人数
	保護判定・障害者支援課長	1人	次長兼総務課長	1人
	専門幹(こども保護班長)	1人	総務課職員	1人
	こども保護班職員	6人	総務課事務員	1人
	一時保護所心理職員	1人	運転士	1人
	保健師	1人		人
	一時保護所日直職員	3人		人
	一時保護所宿直職員	6人		人
敷地面積	2,358.6㎡			
建物面積	902.63㎡(鉄筋コンクリート造2階建て)			
設備概要	居室等名/面積	室数	設備等名/面積	数
	食堂・遊戯室/51.2㎡	1室	浴室/3.4㎡	2か所
	女子居室(共用)/20.3㎡	1室	洗濯・洗面室/4.5㎡	2か所
	男子居室(共用)/20.3㎡	1室	トイレ(女子)/6.9㎡	1か所
	個室1/9.2㎡	1室	トイレ(男子)/6.9㎡	1か所
	個室2/10㎡	1室	厨房/16.2㎡	1か所
	指導員室/13.5㎡	1室	機械室/18.0㎡	1か所
	宿直室/13.4㎡	1室	倉庫/8.2㎡	1か所
		室	事務室/140㎡	1か所

2.理念・基本方針

私たちは、一時保護所で生活する子ども達が安心や安全を感じられる環境を提供し、子ども達の健全な発達のために、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な支援を行います。

3.特徴的な取組み

- ①児童の主体性を尊重した支援
 - ・意見箱、こどもミーティング、面接による児童の意見表明権の確保、退所時アンケート
- ②一時保護期間の短縮
 - ・平均保護日数の適正化(観察会議、判定会議等での一時保護委託の検討)
- ③社会復帰に向けた支援
 - ・SST(ソーシャルスキルトレーニング)、健康教育等の実施
 - ・小学校教諭の派遣による個別学習指導
- ④職員に対し所内研修の継続的实施
 - ・班会議を活用したミニ研修、オンラインや動画研修受講の推進

4.第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	令和4年6月13日
評価実施期間（イ）評価結果確定日	令和5年2月28日
前回の受審時期（評価結果確定年度）	

5.第三者評価機関名

特定非営利活動法人ローカルネット日本評価支援機構

6.第三者評価研修修了番号

14-A009	06-A016
21-A001	

7.総評

【特に評価が高い点】

●多様なレクリエーションプログラムの提供と子どもの選択

広いグラウンドを整備し、子どもの外遊び体を動かす時間には年齢に応じた遊具を準備して子どもがやりたい遊びを選択できるよう工夫している。職員は、事故防止に配慮しながら子どもとキャッチボールをしたり、週1回、買い物の日を設けて近所の商店で買い物し、一緒におやつを作ったり、移動図書館を利用できる機会を設けるなど、子どもの年齢やニーズに応じ、子どもが選択できるよう取り組んでいる点は高く評価できる。

●子ども・保護者への詳細な説明と一時保護期間の短縮

職員は一時保護開始時に、パンフレット・入所のしおり・生活のしおり等のツールを活用して、保護の理由や目的、一時保護所での生活や注意事項を子どもにも分かる表現で説明し、子どもが一時保護所の生活に安心感を持ってもらえるよう支援している。保護解除にあたり、保護開始時と同様、子どもや保護者等へ説明し、両者の意見や保護所での経過を踏まえて、家庭復帰や、解除後の受け入れ先である里親や施設との交流機会を設ける等、親子再統合に向けた支援や、解除後の受け皿の確保など、地域資源を活用した継続的な支援に取り組んでいる点は評価できる。入所及び家庭復帰時には子ども本人・保護者へその経過状況と理由を詳細に説明し、同意を得、一時保護中に把握した子ども及び家族等の状況等を踏まえ、子どもの安心・安全が損なわれることのないようアセスメントし、一時保護期間の短縮に積極的に取り組み、一時保護期間の全国平均が31.3日（令和元年度）に対し、当保護所では12.8日と全国平均を大きく下回っていることは高く評価できる。

●職員間及び他の関係機関との情報共有・連携

子どもへの聴取内容等は、連絡帳（引き継ぎノート）、朝夕の引き継ぎミーティング、月1回の保護班会議、観察記録等で広く職員間で情報を共有し、処遇決定に活かしている。また、小児科・精神科医が出席した医療ケースカンファレンスを通じて子どもへのメンタルケアや適切な受診に繋がっている。日常の健康管理面では、保健師が指導し、必要に応じて嘱託医への相談や、児童心理司、児童福祉司と連携し、専門性を活かした対応を行っている。市町村・学校・放課後デイサービス・県警サポートセンター・福祉事務所といった地域の関係機関と連絡し、広く連携を図っている点は高く評価できる。

【改善が求められる点】

●子どもの特性に合わせた専門的なケア

職員は子どもの障害の理解に関する研修を受け、障害の状況に応じた支援上の配慮の方針を検討している。現在、知的障害児については受け入れが可能であるが、現建物にバリアフリー設備等がないため、身体障害児・重度身体障害児の受け入れが困難な場合があり、ケースにより障害児施設等へ委託している。今後、一時保護所の建替えを予定しており、あらためて職員一人ひとりが障害の種類や特徴、症状等、知識を再確認し、子どもの特性に合わせた専門的なケアが行えるよう期待する。

●各種マニュアルの定期的な見直しとPDCAサイクルによる業務改善

各種マニュアルを整備しているが、マニュアルに沿った実践ができていないことがあることを認識している。今後、各種マニュアルの定期的な見直しと、マニュアルに沿ってPDCAサイクルを実践し、業務改善に繋げることを期待したい。

●多様なニーズや社会情勢に柔軟に対応できる体制整備

現在、一時保護所の4人部屋が狭い、個室が少ない、男女の浴室距離が近い等、ハード面で課題が見受けられた。重大事件に係る触法少年を受け入れた場合、その子どもの部屋の確保や、他の子どもへの影響を考慮した環境作りは課題と言える。今後、建替えを予定しており、ハード面における課題は解消するものと思われるが、コロナ禍、自然災害、重大事件に係る触法少年の受け入れ、子どもの心身状況変化等、様々な状況に応じ柔軟に対応できる体制整備に期待したい。

8.第三者評価結果に対する施設のコメント

今回、初めての第三者評価を受審しましたが、職員が各評価項目についての現状を振り返り、課題を確認する貴重な機会となりました。子ども本位のレクリエーション提供や一時保護期間短縮の取組みに対して高い評価が得られたことは、「一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な支援」を日々心掛ける職員にとっては大きな励みとなっております。

一方で、多様な子どもの受け入れが可能となるような体制整備に関しては、現施設の狭隘や老朽化といった課題に起因する部分が大きく、令和5年度の新庁舎への移転を契機として、改めて見直しを図る必要があると考えております。今回の評価結果を職員一同が真摯に受け止め、引き続き適切な一時保護所運営に努めるとともに、子どもの権利擁護の更なる推進に取り組んでまいります。

9.第三者評価結果：別紙の「第三者評価結果」に記載

第三者評価結果（一時保護所）

*すべての評価細目（64項目）について、判断基準（s・a・b・cの段階）に基づいた評価結果を表示する。

【評価ランクの考え方】

- s：他の一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
- a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b：「a」に向けた取組みの余地がある状態
- c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態

*評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

I 子ども本位の養育・支援
1 子どもの権利保障

(1) 権利保障 ①子どもの権利に関する説明		第三者評価結果
NO.1	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	b
<コメント> パンフレット『ようこそ！キンダーハウスへ』には、子どもにとって嫌な事や困った事があった場合の相談先・相談方法を明記し、権利、ルール等と共に説明している。入所後、児童担当ケースワーカー等が必要な場面で権利に関し説明を行っている。里親、児童福祉施設等へ入所となる時点で、低年齢、高年齢、里親用それぞれに作成した子ども権利ノートを配布し説明している。尚、子どもへのアンケート調査において、「説明を受けても覚えていない」との意見が半数程度あり、説明方法等を工夫することが求められる。		
(1) 権利保障 ②子どもの意見が尊重される仕組みの構築		第三者評価結果
NO.2	子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	b
<コメント> 出入口に鍵付きの意見箱を設置し、意見を記入する用紙には、「ひみつにしてほしい」、「みんなに知らせてほしい」を選択できるようにしている。子どもの年齢や発達段階に応じて、担当職員、ケースワーカー、児童心理司と定期的に面談を行ない、生活する上での困りごとのほか、月2回、所長、課長と面接の機会を設け、子どもの意見が尊重される環境づくりに努めている。退所時にはアンケート調査を行い、四半期毎に集計して結果を共有し支援に活かしている。一時保護所は、児童相談所と同一建物内にあり、多職種職員と緊密な連携を図っている。尚、第三者委員等による苦情解決のしくみが不明瞭であった。		
(2) 子どもに対する説明・合意 ①保護開始に関わる説明・合意		第三者評価結果
NO.3	保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	a
<コメント> 生活のしおりに、担当児童福祉司、児童心理司、職員名、一日のスケジュール、保護所のルール、イラストで表記した持込み不可の物品、困った場合の窓口等を記載し、ケースワーカーが子どもの理解力に応じて丁寧に説明している。保護者には、保護者用のパンフレットに、利用期間、費用、面会、外出、一日の生活等のほか、入所のしおりに持参必需品、個別対応が必要な物、持込み不可品を記載し、説明の上、同意を得ている。一時保護通知書には、一時保護に対する不服申立方法を記載していることが確認できる。		
(2) 子どもに対する説明・合意 ②保護期間中の説明・合意		第三者評価結果
NO.4	保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	b
<コメント> 職員は子どもの思いに寄り添い、本人の状況をケースワーカーや児童心理司に伝え、他の専門職と連携するよう努めている。入所後の見通し等について不安を抱えている子どもには、その思いを聴取し、定期的に関催する観察会議に諮り、今後の見通しを判定し、担当のケースワーカーが子どもの年齢に応じて説明している。閉鎖的環境で保護する期間が長期化にならないよう、随時、職員会議、引き継ぎ等を行っている。		

(2) 子どもに対する説明・合意 ③保護解除に関わる説明・合意		第三者評価結果
NO.5	保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	a
<p>〈コメント〉</p> <p>保護解除は、担当ケースワーカー、児童心理司、保護所長、課長が参加した判定会議、援助方針会議を通じて決定している。子どもへの保護解除の説明は、ケースワーカーが行っており、子ども、保護者の意向、意見を確認し、同意を得ている。一時保護解除後の移動先となる里親や児童福祉施設の見学・体験時は、子どもの不安軽減に配慮し、ケースワーカーが同行している。児童福祉施設への入所時は、本人の行動診断表を用いて受入れ先へ伝達している。</p>		
NO.6	保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	b
<p>〈コメント〉</p> <p>所内の壁面に「児童相談所虐待対応ダイヤル189」を掲示している。SOS対応窓口はケースワーカーが担当している。子どもには、担当ケースワーカーより「189」について随時説明しているが、使い方の練習等を行われていない。今後、理解が十分とは言えない子どもや年齢に応じ、SOSを出せるようなエンパワメントのしくみづくりに期待する。保護者には、ケースワーカーが作成した紹介カードに児童相談所の電話番号、担当部署、窓口時間を記載し渡している。一時保護解除後、自宅へ戻る場合は、親子間のトラブル防止の為に、スマートホンの使用方法等、具体的なルール作りの助言を行っている。一時保護解除後も学校や児童福祉施設へケースワーカーが出向き、本人の状況把握に努めている。</p>		
(3) 外出、通信、面会、行動等に関する制限		第三者評価結果
NO.7	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか	b
<p>〈コメント〉</p> <p>子どもに対し行動制限等が必要となった場合は、一時保護所長、課長、担当ケースワーカー、児童心理司が参加した判定会議を経て決定し、子どもには安全確保のために制限が必要である旨をわかりやすく説明している。通学に関し、学校や教諭によって対応は異なるものの、子どもの在籍校が佐世保市内であれば、担当ケースワーカーと学校担任と連携し、一時保護所へテスト用紙の持参や、一時保護所内の授業、通学の送迎等、可能な限り学習面の支援に努めている。アセスメント終了後、判定会議を経て援助方針を決定し、一時保護委託等を検討・実行している。</p>		
(4) 被措置児童等虐待防止		第三者評価結果
NO.8	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	b
<p>〈コメント〉</p> <p>「生活のしおり」に、困った時や嫌な事があった場合の相談方法、意見箱の利用方法を記載し、子どもへ説明している。一時保護所倫理綱領、行動規範には子どもの権利擁護等を規定し、毎月の班会議で読み合わせを行い職員が確認している。職員は児童養護施設リーダー研修会に参加し、受講後は振り返りシートを作成し、全職員へ回覧して共有している。尚、権利擁護の研修会は毎年実施できていなかった。職員等による子どもへの虐待防止の取り組みをより明確にしていくことが求められており、例えば、虐待防止の内部研修を充実させるなど、組織的な取り組みを期待したい。</p>		
(5) 子ども同士の暴力等の防止		第三者評価結果
NO.9	子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	b
<p>〈コメント〉</p> <p>「生活のしおり」に、他の子どもや職員からいやだと思ふ事をされた場合は、あなたが話しやすい職員に相談、または、意見箱で教えてくださいと記載し、子どもへ説明している。子ども同士のトラブルが発生した場合は、緊急対応マニュアル（暴力等）に沿って対応している。尚、緊急対応マニュアルは、権利侵害の部分を追加し改訂を予定している。女子児童同士のトラブルの場合は、女子職員が間に入り、フリートークによる『女子会』を設定する等、状況に応じて対応している。トラブル発生時は引継ぎノートに記載して回覧し職員間で共有している。</p>		
(6) 子どもの権利等に関する特別な配慮 ①思想や信教の自由の保障		第三者評価結果
NO.10	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	b
<p>〈コメント〉</p> <p>子どもへ事前にアセスメントし、文化、慣習、宗教、食習慣等を確認している。現在、文化、慣習、宗教等の配慮が必要な子どもはいない。以前、カトリックを信仰する保護者の依頼により、就寝前に礼拝をする習慣に配慮した事例があった。今後、外国人等多様な文化を持つ子どもの保護も想定される為、更に検討を進めていくことを期待する。</p>		

(6) 子どもの権利等に関する特別な配慮 ②性的なアイデンティティへの配慮		第三者評価結果
NO.11	性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	b
<p>〈コメント〉 児童心理司、ケースワーカー面接等により事前にLGBTQと判断できるケースは多い。建物の老朽化により設備面で配慮するには限界があるものの、鍵付きの個室を準備するなど可能な限り子どもの意向に沿った対応をしている。本人よりLGBTQとの申し出があった場合は、ケースワーカー、児童心理司と面接し、入浴の場面や、準備する衣類、他の子どもとの関係性等、対応を検討している。今後、新施設の整備に伴い、設備面での改善に期待できるが、性的問題を抱えた子どもにはどのような対応が考えられるか検討しておくことが望まれる。</p>		

I 子ども本位の養育・支援
 2 養育・支援の基本

(1) 子どもとの関わり ①安全感・安心感を与えるケア		第三者評価結果
NO.12	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	b
<p>〈コメント〉 子どもには、在籍する学校名や生い立ちなどといった互いの個人情報には聞かない・言わないように職員が説明している。職員は子どもに対して敬称をつけて呼び、子どもが安心できる雰囲気づくりに努めている。設備面では建物が老朽化していることが窺え、構造上において子どもが安全感、安心感を持てる状況とは言い難いが、職員が目を配りながら、子どもの尊厳を大切にしたい関わりに努めている。</p>		
(1) 子どもとの関わり ②エンパワメントにつながるケア		第三者評価結果
NO.13	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	a
<p>〈コメント〉 自尊心が持てない子どもや自分の思いを自ら伝える事が困難な子どもに対しては、定期的に話し合う場として子どもミーティングを設け、ケースワーカーとも連携しながら対応している。気持ちが不安定な子どもにはその都度、大切な存在であることを伝えている。意見箱を活用し、子どもが希望する食事メニューを聞く等、表現の機会をつくり、本人の意思決定を尊重している。</p>		
(2) 子どもからの聞き取り等に関する配慮		第三者評価結果
NO.14	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	b
<p>〈コメント〉 子どもへの聞き取り等はケースワーカー、児童心理司、職員の3者で協議し対応している。検察、警察と一時保護所との共同面接時の聞き取り調査には、撮影機材を活用し録画する旨を関係者全員に伝え実施している。被害確認面接の場面では誘導的な質問にならないよう取り組んでいる。</p>		

II 一時保護の環境及び体制整備
 1 適切な施設・環境整備

(1) 設備運営基準の遵守		第三者評価結果
NO.15	一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか	b
<p>〈コメント〉 定員以内での保護を基本としているが、緊急保護による受け入れを年に数回程度行なう場合があり、一時的な定員超えも考えられる。緊急保護による受け入れが閉鎖的環境となる事は一時保護所の性質上やむを得ない状況であるが、児童相談所と同一建物内で密に連携を図っている。子どもたちがサッカー等外遊びができるようグラウンドを併設し、開放的な環境作りを行っている。現在は定員4人の居室があるが、今後、建物新設の整備に伴い居室のプライバシー確保に期待が持てる。</p>		
(2) 個別性の尊重		第三者評価結果
NO.16	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	b
<p>〈コメント〉 子どもの髪色は中学生までであれば染め直しを伝えている（強制ではない）。私服は、子どもの多くが持参したものを着用し、日課等についても、子ども一人ひとりの志向を尊重している。校則の範囲内で奇抜な服装は控えてもらうようにしており、『ようこそキンダーハウス』に記載したルールを基本に個別性を尊重している。</p>		

(3) 生活環境の整備		第三者評価結果
NO.17	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	b
<p>〈コメント〉</p> <p>一時保護所は建物一階にあり、子どものプライバシー確保の為、塀を高く設けると共にグラウンドの周囲を植樹し外部との視線に配慮している。年に一度レクレーション活動時を利用し害虫駆除を実施している。所内は定期的に清掃を行い、必要に応じて要所清掃を業者に委託している。建物は老朽化しているが、補修、修理が必要な場合は適切に補修し、安全面に配慮している。</p>		

II 一時保護の環境及び体制整備

2 管理者の責務

—		第三者評価結果
NO.18	管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	b
<p>〈コメント〉</p> <p>事務分掌表で管理者の役割と責任を明確にし、職員にも周知している。スーパーバイズ体制を整える為にケースワーカーが研修を受けるしくみがあるが、一時保護所にはそのしくみが無く、現状ではスーパーバイズ研修を行っているとは言えない。スーパーバイザー研修として一時保護指導者研修に一時保護部門の班長が出席している。管理者は将来の人材育成をどのように行っていくかを課題として捉えており、今後、より質の高い養育・支援の実現に向けた人材育成へのリーダーシップの発揮に期待したい。</p>		

II 一時保護の環境及び体制整備

3 適切な職員体制

(1) 設備運営基準の遵守		第三者評価結果
NO.19	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	b
<p>〈コメント〉</p> <p>一時保護所が有する機能（緊急保護、アセスメント保護、短期入所指導）により一時的に受け入れ数が上下する場合を考慮し、児童養護施設の基準を準用した職員を配置している。現在、一時保護所には7名の指導員と、日直、宿直職員、嘱託小児科医、嘱託精神科医を配置し、今年度より、健康管理や服薬管理をサポートする保健師が配属されるなど、必要な専門職を配置している。</p>		
(2) 職員の適正配置		第三者評価結果
NO.20	各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	b
<p>〈コメント〉</p> <p>職務分掌により各職員の役割と責任を明確にしている。児童心理司やケースワーカーが面接技法の研修したりスーパーバイズ研修を班長が受講するなどその専門性を高めている。ケースワーカーの相談援助、児童心理司の心理的アセスメント等の情報については検討会議等で共有している。今年度は新たに保健師1名を配置し、専門性の強化を図っている。</p>		
(3) 情報管理		第三者評価結果
NO.21	情報管理が適切に行われているか	b
<p>〈コメント〉</p> <p>個人情報に関する各種書類は所定の場所で鍵をかけ保管している。ホワイトボードへ一時的に書く情報もプライバシーに配慮し外部に漏れないよう所定の場所にて設置・保管している。外部機関との情報共有が必要な場合は市町村に要保護児童対策協議会を要請し、個人情報保護に配慮した上で懸案する案件について協議している。現在、一時保護所に対応した個人情報保護マニュアルの作成を検討している。</p>		

(4) 職員の専門性向上の取組		第三者評価結果
NO.22	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	b
<p>〈コメント〉 一時保護ガイドラインの内容を踏まえ、年度毎にテーマを決め所内のペアレントトレーニング研修のほか、Web上でリモートによるリーダー研修、長崎支援センターの一時保護所派遣実施研修等に参加し、受講後は職員間で情報共有を図っている。新規採用職員、転任者、宿直者、日直者には研修とOJTによる指導を行っている。</p>		
NO.23	職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	a
<p>〈コメント〉 所内の各種行事計画や、懸案事項等を毎月第3金曜日開催する保護班会議で検討している。職員は朝夕の引継ぎ、班会議、観察会議等を通じて子どもに関する情報を共有し、重要な申し送りなど引継ぎノートを活用して他の職員へ確実に情報の引継ぎを行っている。必要に応じてホワイトボードを使用し連絡事項などを記載すると共に必要な情報は連絡表、班会議録等、所定の用紙に記録を残し共有を図っている。</p>		
(5) 児童福祉司との連携		第三者評価結果
NO.24	児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	a
<p>〈コメント〉 一時保護所は支援センターと同一建物同一階内にあり、執務室の複数のケースワーカーが所内に常時行き来できる態勢で子どもとの面接も可能である。入退所一週間以内に開催する職員会議、随時開催する判定会議、毎週火曜日に開催する観察会議にて、ケースワーカー、児童心理司その他関係する専門職や各部門と連携し支援等に繋げている。</p>		
(6) 職場環境		第三者評価結果
NO.25	職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	a
<p>〈コメント〉 長崎県職員「一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」に基づき、管理を行っている。変則勤務であり、休日取得がこれまで懸案事項であったが最近では改善できている。職員の心身の健康、安全の確保に対しては、メンタルヘルス、ハラスメント防止のサポート対策として長崎県人事課へ直接相談できるしくみがあり、職員の安心感に繋がっている。</p>		

II 一時保護の環境及び体制整備

4 関係機関との連携

(1) 医療機関との連携		第三者評価結果
NO.26	医療機関との連携が適切に行われているか	a
<p>〈コメント〉 月2回、嘱託小児科医が訪問診療を行っている。週1回、4人の精神科医が交替で訪問し、4人のうち2人は嘱託医、2人は病院の事業（児童思春期診療強化事業）にて診療が行われている。子どもの通院時は、通院伺い簿に記録し、診断結果は嘱託医診察録、診察理由、病院名、診断書所見に記録保管し、関係者と共有し連携を図っている。</p>		
(2) 警察署との連携		第三者評価結果
NO.27	警察署との連携が適切に行われているか	a
<p>〈コメント〉 警察と児童相談所が情報共有するためのガイドライン「児童虐待に関する情報提供に係るガイドライン（平成21年）」策定しガイドラインに沿った対応を行っている。事情聴取の際は、1人で警察に囲まれないようケースワーカーが同席し子どもが萎縮しないよう配慮している。時間外の電話に対する対応マニュアルを整備し、職員は夜間帯における警察からの連絡などマニュアルに沿って対応している。</p>		
(3) 施設・里親等との連携		第三者評価結果
NO.28	施設や里親等との連携が図られているか	a
<p>〈コメント〉 子どもと里親との相性を考慮し、里親体験や、里親との面接などを重ねた上で本人の意向のもと里親を決定している。施設体験の機会は少ない為、児童援助決定伺いを経て受け入れ先の施設と話し合い、必要に応じて施設職員にも一時保護所にて子どもと面会し子どもの不安の解消を図っている。養育里親、虐待を受けている子ども、発達障害を対象とした専門里親、養子縁組里親等、子どもの状況により退所時の検討会議等で判断し関係各所と連携している。</p>		

(4) その他の機関との連携		第三者評価結果
NO.29	子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	a
<p>〈コメント〉 子どもの担当ケースワーカーが中心となり、医療機関、学校、県警サポートセンター、放課後デイサービス、非行児童は県警サポートセンター、市町村、福祉事務所等、関係する施設と連携している。虐待事例の場合は警察ガイドラインに沿い、各種会議にケースワーカーが出席し共通認識を図っている。</p>		

Ⅲ 一時保護所の運営

1 一時保護の目的

—		第三者評価結果
NO.30	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	a
<p>〈コメント〉 平成24年3月19日付けで、佐世保こども・女性・障害支援センター 一時保護所の基本理念、倫理要綱及び行動規範を作成し、毎月の班会議で職員が読み合わせを行っている。基本理念として、一時保護所で生活する子ども達が安心・安全を感じられる環境を提供し、子ども達の健全な発達の為に一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な支援を行いますと謳い、倫理綱領及び行動規範5項目を設定し、①基本的人権の尊重②子どもの権利擁護③個性、主体性の尊重④生活環境の整備⑤職員の責務毎に具体的に記載している。</p>		

Ⅲ 一時保護所の運営

2 一時保護所の運営計画等の策定

—		第三者評価結果
NO.31	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	b
<p>〈コメント〉 重点事業計画において年度毎に現状及び課題分析を行い、その対策、対策に対する数値化した目標、目標毎の事業内容を策定し、所長決裁を経て本庁へ提出している。子どもミーティングを通じて子どもの要望を取り入れ、外出先を決定するなど取り組んできたが、コロナ禍により行事等は中止を余儀なくされている。</p>		

Ⅲ 一時保護所の運営

3 一時保護の在り方

—		第三者評価結果
NO.32	緊急保護は、適切に行われているか	b
<p>〈コメント〉 緊急保護の受け入れにあたり入所時チェックリストを作成し、虐待などの場合は受傷部位の写真を添付して情報共有を図っている。緊急保護の子どもへ説明する際は、デリケートな部分が多く、できる限り不安、恐怖心の払拭に取り組んでいる。子どもの身体状況を把握するため、2週間に1度健康診断を実施している。尚、緊急受け入れの場合の健康診断はその都度できていないが、必要な健康チェックなどの調査等を速やかに行っている。</p>		

Ⅲ 一時保護所の運営

4 一時保護所における保護の内容

(1) 生活面のケア		第三者評価結果
NO.33	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	a
<p>〈コメント〉 一時保護所の日常生活は『一日のスケジュール』に沿って、洗面・排泄・食事・学習・遊びの時間を確保している。精神的に不安定な子どもには担当である児童心理司が個別に対応している。入浴は毎日行っており、最後に入浴した子どもが掃除を担当し、掃除ができない子どもは職員と一緒にいる。食事の際は子どもがテーブルを拭き、自分の席に自分で配膳・下膳している。洗濯も本人が行うことを基本とし、できない子どもには職員と一緒にいる。職員は発達障害に関する研修を受け、障害の特性を理解し、子ども一人ひとりに応じた対応ができるよう努めている。</p>		

(2) レクリエーション		第三者評価結果
NO.34	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	a
<p>〈コメント〉 屋外にグラウンドを設け、遊具を準備し、雨天時等には屋内でゲームをしたり、子どもの希望に応じてその日にやりたいことを、個別または全員で行う等、子ども自身で選択できるようにしている。イベントとして子どもが職員と一緒に週1回おやつを作る時間を設けるほか、毎週木曜日には近隣の商店へおやつを買いに行く時間や移動図書館を利用する機会を設け、閉鎖的環境の中でも屋外での活動を体験することで子どもがストレスを発散できるよう配慮している。職員は遊具の定期的な点検と遊具点検表に記入し、老朽化し危険な状態の物品には写真を撮り関係職員で話し合い、改善策を検討する等安全面に配慮している。以前、ブランコから転落した事故があったが、その後はリスク回避策としてマットを敷く対策を講じている。</p>		
(3) 食事（間食を含む）		第三者評価結果
NO.35	食事が適切に提供されているか	a
<p>〈コメント〉 受診等により定時に食事が摂れない子どもには適温の食事を提供し、食事時間分の制限によることなく食事時間を確保している。アレルギーを持つ子どもには本人や保護者に確認し、誤配膳がないよう食札を使用し、また、委託された業者の栄養士が食品構成を基に栄養面や子どもの年齢・摂取量を考慮し、1か月分の献立を作成している。嗜好については、子どもがリクエストカードを書き、嫌いなものは無理に食べさせないようにしている。調理に携わる職員は毎月検便を実施し、健康管理に努めている。所長を始めとして職員が検食を行い、検食簿に記録し管理している。宗教上、食べることができない食材は代替材料にて調理し、体調不良時には子どもに意見を聞いてお粥や蒸し焼きにする等、調理方法を工夫し提供している。</p>		
(4) 衣服		第三者評価結果
NO.36	子どもの衣服は適切に提供されているか	b
<p>〈コメント〉 多くの子どもは衣服を持参している。性別・年齢に応じた多種多様な衣服を専用の部屋に保管し、必要時には適切に提供できる準備を行っているが、年齢に応じたすべてのサイズや新しい衣服を揃えることはできていない。洗濯は毎日子ども自身が行い、洗濯ができない子どもにはできる子どもが洗濯機の操作方法等を教えている。子どもの持ち物については、写真を撮ってチェックリストに記入し管理している。</p>		
(5) 睡眠		第三者評価結果
NO.37	子どもの睡眠は適切に行われているか	a
<p>〈コメント〉 就寝は幼児が20時、児童は21時とし、午睡の時間は設定していないが、日中、傾眠傾向がある子どもには部屋で休ませている。就寝時の空調温度は子どもの希望に応じて宿直職員が夜間巡回時に調整し、子どもの体感に応じている。寝具は定期的にクリーニング業者に依頼したり、好天候時に干す等、衛生管理に努め、季節に応じた寝具を提供している。夜尿症の子どもには他の子どもには気付かれないようトレーニングパンツを着用し、翌朝に他の子どもがいない場所で着替えるよう配慮している。さみしさを訴える女子児童には、女子職員がソファに座って眠りにつくまで見守るなど、寄り添って細かな配慮を行っている。</p>		
(6) 健康管理		第三者評価結果
NO.38	子どもの健康管理が適切に行われているか	a
<p>〈コメント〉 職員は検温・食事摂取量・排便状況・気分や体調・睡眠状況等について必要に応じて子どもに確認し、健康管理表に記録している。所内の保健師は日々の日誌、受診簿、嘱託医の診察簿、受診結果等、本人の健康状態の詳細を記録し、便秘や腹痛等の訴え時、病院受診同行についても保健師が対応している。日頃から職員と保健師が連携を図り、子どもの健康管理を行っている。土日祝日及び夜間の対応については課長に連絡・判断を仰ぎ、医療機関緊急連絡表・急病のマニュアルに沿って対応できるしくみを構築している。子どもは月2回小児科医の健康診断を受けており、一時保護所は医療費負担が課せられない児童福祉法に定められた受診券を準備している。子どもへの服薬については、与薬管理について個別の記録を作成し、薬は一人ひとりの薬カレンダーに看護師が仕分けし、職員が服薬の確認を行っている。</p>		

(7) 教育・学習支援		第三者評価結果
NO.39	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	b
<p>〈コメント〉 入所時に学年に応じた学力査定・学力チェックを実施し、個人の水準を把握した上で指導方法を確認・検討し、子ども一人ひとりの学力に応じた学習支援を行っている。知的障害がある子どもには個別の学習プリントを使用し、能力に応じた学習により本人の学習意欲を高められるよう工夫している。近隣小学校教諭による学習指導や、高校生が単位修得のため所内から通学できるよう配慮している。通学同行や送迎は安全に十分配慮した上で対応している。現在の建物内のスペースや設備において十分な学習できる環境とは言えないが、今後、建物新設を予定しており、学習環境の整備に期待したい。</p>		
(8) 保育		第三者評価結果
NO.40	未就学児に対しては適切な保育を行っているか	b
<p>〈コメント〉 未就学児を一時保護した場合、現在は保育を提供する環境が整っておらず、早期に児童養護施設へ移行している。0歳からの発達全般を検査する乳幼児分析的発達検査表（遠城寺式発達シート）を参考に保育内容を決め、子どもの年齢や発達段階に応じた保育メニューや遊びの内容を工夫し、お絵描きをしたり職員と一緒に遊びながら適切な注意や配慮を行っている。今後、建物新設を予定しており、保育環境の整備に期待したい。</p>		
(9) 保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等		第三者評価結果
NO.41	家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	a
<p>〈コメント〉 家族が子どもと面会を行う場合は、子どもの状況を踏まえて十分に検討し、面会により子どもに心理的負担をかけないように配慮しながら面会時に動揺させないよう家族へその旨を伝えている。家族との面会制限がある場合は、ケースワーカーが子どもへ面会を拒否できる旨を説明している。説明したケースワーカーは子どもへの情報提供や説明内容と説明後の子どもの様子について、児童福祉司、児童心理司、職員間で共有するため説明内容を迅速にその場で伝達したり、朝夕の引き継ぎ、内容を記録した引継ぎ簿で情報を共有している。職員は子どもと一番近くで生活を共にしている大人として、子どもの権利主張を代弁する役割を担っていることを理解している。</p>		

Ⅲ 一時保護所の運営
 5 特別なケアの実施

(1) 性的問題への対応		第三者評価結果
NO.42	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	b
<p>〈コメント〉 愛情を異性に求める傾向が強い子どもに対し職員が苦慮することもあるが、職員は観察力や洞察力を活かしそのような傾向がある子どもの行動の瞬間を捉え、その場でさりげなく言葉で伝えたり、相手側の子どもには「アプローチしている子に注意しましょう」と優しく話をしながら対応している。子どもの状態や必要に応じて医療機関を受診させたり、警察や検察の面接を受けた後の子どもの対応には児童心理司が中心となって丁寧にケアやフォローを行っている。性教育は月2回学習時間に児童心理司が担当し、SST（ソーシャルスキルトレーニング）やテーマを設定してグループワークを通じて学んだり、雑談時にルールや人との距離感を指導している。性的問題がある子どもには、児童心理司が個別に対応を行い、他の子どもたちと分離できる体制は確保しているが、建物の構造上、分離できる設備がない。今後、建物新設を予定しており、分離できる環境の整備に期待したい。</p>		
(2) 問題行動のある子どもへの対応		第三者評価結果
NO.43	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	b
<p>〈コメント〉 他害や自傷行為を行う子どもには事前情報を基に児童福祉司、児童心理司、保育士等、多職種によるアセスメントを実施し、所内職員に記録を回覧する等、情報共有に努めている。入所時に持ち物の確認と写真を撮り、自傷他害に繋がる物品を部屋に置かないようにしている。暴力対応マニュアルを作成し、土曜日・日曜日・祝日に問題が発生した場合は課長へ連絡、緊急を要する場合は110番通報することを職員へ周知している。一時保護所には多様な主訴を持った子どもが入所しているため、問題児の対応のみに捉われると他児の人権が損なわれることがあるため、問題発生時に他児への対応等は今後の課題といえる。</p>		

(3) 無断外出を行う子どもへの対応		第三者評価結果
NO.44	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	b
<p>〈コメント〉 無断外出対応マニュアルを作成している。これまでグラウンドの塀を超えて外に出た子どもはいるが、遠方まで行ったケースは無くリストに載したことはない。無断外出する恐れのある子どもや保護所を出たいと訴える子どもに関しては、児童心理司やケースワーカーが子どもとの面接を行い話を聞いている。無断外出した子どもに対し、作業等の罰や鍵のかかった部屋に入れ外出できないように拘束するといったことはない。無断外出した場合はすぐ保護者へ連絡し、30分経過した時点で警察へ連絡するよう取り決めている。無断外出が発生した場合は、他の子どもへの影響にも配慮している。</p>		
(4) 重大事件に係る触法少年への対応		第三者評価結果
NO.45	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	b
<p>〈コメント〉 重大事件に係る触法少年等に関し、特別体制マニュアルを作成しているが、専門家のチームによるバックアップ体制は整備できていない。現在の建物構造において他児の生活から分離する生活スペースの確保は困難な状況であるため、他児に与える影響等を踏まえた対応や他児の保護については長崎支援センターと連携を図っている。今後、建物新設を予定しており、触法少年に対して適切な対応ができる環境整備に期待したい。</p>		
(5) 身近な親族等を失った子どもへの対応		第三者評価結果
NO.46	身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	b
<p>〈コメント〉 入所後に子どもの身近な親族が亡くなり、子どもをその葬儀へ参加させたことがある。家族・親族から依頼があった場合は、子どもの安全確保が確実に確認できる状態であれば子どもが葬儀に参加できるよう取り組んでいる。葬儀等に参加した子どもへの対応は、児童福祉司、児童心理司により心のケアを行っている。子どもの状況に応じたグループケアやモーニングケアの取り組みについては、職員の知識習得等、今後の課題と言える。</p>		
(6) その他の配慮が必要な子どもへの対応		第三者評価結果
NO.47	被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	a
<p>〈コメント〉 被虐待児の受け入れは、ケースワーカーが担当している。精神科医による定期的な訪問診療により専門的な角度から面接や医療を受けている。被虐待児であることで特別な体制をとることではなく、被虐待児として優先的に対応する内容を選択しながら被害状況や保護者への確認等、基礎情報の確認やメンタルケアの必要性に応じて児童心理司を中心に心のケアを行っている。</p>		
NO.48	障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	b
<p>〈コメント〉 子どもの障害状況を把握し早期かつ適切な評価を行い、一時保護期間中の支援上の配慮方針を検討し実施しているが、建物の老朽化により、バリアフリー設備等の環境整備ができていないとは言い難い。知的障害児の受け入れにあたり、必要に応じた治療的なケアの実施、個別スケジュールや支援計画、定期的通院、心理的ケア、治療的ケアの必要な支援を行っているが、身体障害児や重度障害児の受け入れが困難な状態であり、その場合は身体障害児施設やこども医療センターへ受け入れを依頼している。</p>		
NO.49	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	b
<p>〈コメント〉 子どもへの医療行為については保健師が担当し、毎月健康カンファレンスを実施している。職員は保健師の指示の下、毎朝、健康観察や服薬管理を行い、健康管理簿等の記録を基に保健師が個別に対応する等、保健師と職員間の情報共有と連携を図っている。アナフィラキシーショック時の対応にはエピペン服用、呼吸困難時にはAEDを使用する等の手順を定めている。服薬忘れや誤薬等の対応について課長からヒヤリハット報告が必要ではないかと提案があった。今後、何故ヒヤリハットの提出が必要なのか、ヒヤリハットを提出することによってどのような効果があるか等、検討し共有を図ることが望まれる。</p>		

Ⅲ 一時保護所の運営
6 安全対策

(1) 無断外出防止及び発生時対応		第三者評価結果
NO.50	無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか	a
<p>〈コメント〉 無断外出を未然に防止するため、無断外出の可能性のある子どもの把握や、一時保護所の構造上、無断外出する可能性がある場所について職員間で共有を図り、管理を強化している。発生時には職員は早急に子どもの発見・保護に努め、保護者に連絡し、警察署と連携して発見・保護を依頼する等体制を築いている。無断外出対応マニュアルには発生時の初動等の詳細を明記し、発生時にマニュアルに沿った対応ができるよう取り組んでいる。</p>		
(2) 災害時対策		第三者評価結果
NO.51	災害発生時の対応は明確になっているか	b
<p>〈コメント〉 避難計画や防災マニュアルを作成し、毎月火災・自然災害・風水害等、発生時間や想定を変えて職員と子どもがともに参加した避難訓練を実施している。また、消防用設備等点検を年2回実施している。避難訓練結果は年度末にまとめて消防署へ報告している。消火器を使用した訓練等は未実施である。職員が消火器使用の技能を身に付け、有事の際の初動として初期消火ができることで大事に至らない効果が期待できるため、更なる避難訓練内容の充実に期待したい。</p>		
(3) 感染症対策		第三者評価結果
NO.52	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	b
<p>〈コメント〉 コロナ感染予防について、検温・アルコール消毒の方法・防護服着脱研修や関連するマニュアルを参考にした研修会を行っている。ノロウイルス感染症について、研修会の実施や感染予防マニュアルを作成し、職員が意識を持って適切に対応できるよう年1回嘔吐物処理等の総合的なシミュレーション訓練を行い、日頃から感染症予防に努めている。コロナウイルス感染予防にはアルコール消毒、ノロウイルス感染予防には次亜塩素酸ナトリウムを使用している。子どもが感染した際に隔離する環境できる適切な環境設備が整っておらず、今後、建物新設による環境の整備に期待したい。</p>		

Ⅲ 一時保護所の運営
7 質の維持・向上

—		第三者評価結果
NO.53	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	b
<p>〈コメント〉 リスク管理に関して定めた暴力・無断外出・急病・不審者・災害（火災・土砂災害）に関し、マニュアル作成し、手順を定めている。マニュアルは所定の場所に保管し、職員が必要時に閲覧し確認している。各種の訓練時にはその都度マニュアルを職員に配布し、再確認を行っている。建物新設に伴い、マニュアルすべてを見直し、改定を行う予定である。養育支援のマニュアル整備には至っておらず、今後、基本的な対応方針や手順の明確化に期待したい。</p>		
NO.54	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	b
<p>〈コメント〉 一時保護所では、毎年全職員が自己評価を行い、集計して資料に落とし込み、回覧している。課題の抽出については課長が担当している。職員の支援に対する考え方の統一ができていないため、質の向上につながり難いが、職員は、拒否的、批判的な子どもへの対応として女子会でのフリートークや個別に話を傾聴する等、子どもの意見を尊重し、子どもの支援について質の向上につながる努力を行っている。</p>		

Ⅳ 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント
1 アセスメントの実施

(1) 保護開始時		第三者評価結果
NO.55	保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	b
<p>〈コメント〉 保護開始にあたって、保護者等から事前に聞き取りや関係機関の情報を基本とし、保護から1週間以内に職員会議を実施し、情報共有を図っている。必要に応じて子どもへ直接聞き取りを行い、情報の把握や確認を行っている。子どもの性格や成育歴、発達面の情報収集は不十分な場合もあるが、服薬内容やアレルギー等に関する情報は保護者等から聞き取りを行い、確実な情報把握に努めている。保護者等からの聞き取りだけでは判断できない場合は、健康診断を受けさせる等、必要な対応を行っている。</p>		
NO.56	関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか	b
<p>〈コメント〉 子どもの在籍校や医療機関からの情報について職員が意見を出し合い、アセスメントを実施している。その結果を集約し全体会議で援助内容・支援方針を決定している。関係機関の意見を十分取り入れながら最終判断は児童相談所所長が行っている。援助・指針等については子どもへ丁寧な説明を行い、虐待による症状がある子どもには治療を第一に選択している。職員は子どもの状況や支援内容・指針を把握して日々の支援を行っている。日頃から関係機関との信頼関係を構築していかなければならないことに留意し、迅速な情報収集に努めている。</p>		

Ⅳ 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント
2 個別援助指針（援助方針）の策定及び個別ケアの実施

—		第三者評価結果
NO.57	援助指針に沿った個別ケアを行っているか	b
<p>〈コメント〉 一時保護所の特性上、援助指針に沿った支援の実施は困難であるが、職員間の打ち合わせ、判定会議の内容に基づいて所内で過ごす時間内での個別ケアとして「ここでの援助支援・ここを出た後を見据えた援助支援」を行い、行動診断表に記録している。次の施設に移行した際、退所児全員を行うことはできないが、抽出して、その後どのような生活を送っているか、ケースワーカーがアフターケアとして年1回直接施設等へ子どもの様子を確認に行っている。複雑な援助内容の子どもについては継続して指導する場合もある。</p>		
NO.58	一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか	b
<p>〈コメント〉 一時保護中、児童心理司を中心として子どもの持つ家庭像を含めたアセスメントを行い、一時保護から1週間内に職員会議で話し合い、子どもの変化について日々の記録に残している。子どもが問題行動を表出した場合、担当職員間で話し合い改善策を講じている。担当職員以外の職員にも随時、情報共有ができています。子どもとの関わりの中で担当職員が把握した状況や変化を話し合い、児童心理司が記録を作成し、口頭でも伝達して共有を図っている。長期間の保護とならないよう努めているが、ケースワーカーは日々緊急対応等で多忙であることや、保護者との面接も進まない状況の場合は長期化するケースも少なくない。</p>		

Ⅳ 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント
3 子どもの観察

(1) 子どもの観察		第三者評価結果
NO.59	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	b
<p>〈コメント〉 子どもへの面接は、ケースワーカー等が定期的に行い、個別に子どもの話を傾聴している。月2回、所長による面接も実施している。担当職員に限らず様々な職員があらゆる視点から関わりを持ち、日常生活の支援の中で状況把握を行っている。また、日々の記録と引き継ぎノート、観察記録を閲覧したり、観察記録を基に朝夕の引き継ぎ時に観察結果の内容を共有している。但し、問題行動等、内面を掘り下げた観察が不足している感は否めない。</p>		

(2) 観察会議等の実施		第三者評価結果
NO.60	観察会議が適切に実施されているか	b
<p>〈コメント〉</p> <p>職員は日常生活の中で子どもの状況について把握するよう努めている。週1回、観察会議を行い、結果を判定会議に提出しているが、会議では一時保護の長期化予防や今後の行き先確認、調整の内容に留まっており、会議の場所の確保や、業務多忙な職員からの情報収集が困難な場合もあり、担当児童福祉司や児童心理司等が毎回は会議に参加できず、子どもへの行動診断の不足は否めない。不足した部分は担当職員の会議や保護班会議、朝夕の引き継ぎ等で情報を共有して補っている。</p>		

V 一時保護の開始及び解除手続き

1 開始手続き

(1) 保護開始に関わる支援・連携		第三者評価結果
NO.61	保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	a
<p>〈コメント〉</p> <p>ケースワーカーが一時保護前に一時保護の理由や目的を子どもに分かる表現を用いて説明し、保護期間等、具体的な見通しを伝え、一時保護所の生活や注意事項をパンフレットや入所のしおり、生活のしおりを活用して説明している。事前に一時保護所の生活に関する文書を準備し、子どもやその保護者に説明し、保護者に対する通知文の中で不服申し立ての方法等について明示している。</p>		
(2) 子どもの所持物		第三者評価結果
NO.62	一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	a
<p>〈コメント〉</p> <p>子どもの持参品に関し、一時保護開始時に内容を確認し、持ち物チェックリストに記入して現物を写真に残している。子どもの福祉を損なうおそれがあるものは保護者へ返却している。携帯電話関連用品・火気・刃物・ゲーム機・アクセサリ・化粧品等、一時保護所の生活に適したもの・適していないものを本人に丁寧に説明し、必要に応じて一時保護所内の倉庫に保管している。これまで違法なものを所持していた事例はない。</p>		

V 一時保護の開始及び解除手続き

2 解除手続き

(1) 保護解除に係る支援・連携		第三者評価結果
NO.63	保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	a
<p>〈コメント〉</p> <p>保護解除後の生活上の課題について検討・整理し、解除後に引き継ぐ児童養護施設等の関係機関や里親へ子どもの日常生活状況、心身状況、生活歴、強み、長所等の詳細を記載した行動診断票を通じて情報提供している。移行する施設や里親で子どもが数日間の体験委託を経験し、移行先の生活を双方ともイメージできるよう取り組んでいる。</p>		
(2) 子どもの所持物		第三者評価結果
NO.64	保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	a
<p>〈コメント〉</p> <p>保護解除にあたり、入所時に持参した持ち物を撮った写真と持ち物チェックリストを用いて一つひとつ本人と一緒に確認後、子どもへ所持物を手渡して受領証にサインを残している。子どもの福祉を損なうおそれがあるものについては、保護者等に返却している。</p>		